

## 障害者福祉のしおり有料広告募集要領

### 1 趣旨

この要領は、障害者福祉のしおり広告掲載について、富里市有料広告の取扱いに関する要綱に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 2 目的

この制度は、財源の確保を図るとともに、事業者等への広告掲載機会の提供及び市民への情報提供を行うことで、地域福祉の増進及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

### 3 障害者福祉のしおり

#### (1) 発行目的

障害がある方に対する福祉施策を案内するために無料で配布する冊子であり、障害手帳の申請、受給することができる手当、受けられるサービスや税金・公共料金の減免などについて解説してあるもの

#### (2) 配布部数

年間約300部程度

なお、市ホームページで公開している「障害者福祉のしおり」には、広告専用ページを掲載しないものとする。

#### (3) 配布場所

市役所健康福祉部社会福祉課 窓口

#### (4) しおりの改定

制度等が変更された場合は、隨時改定する。

### 4 広告の規格及び掲載料等

#### (1) 広告の規格

縦110mm×横80mm（1口：A4の約4分の1）

1広告申込者当たり4口まで可とする。

#### (2) 刷色

単色（黒）とする。

#### (3) 広告内容の提出方法

電子データ及びデータを出力した用紙

#### (4) 広告の掲載位置

障害者福祉のしおりの巻末に設ける有料広告専用ページとする。

(5) 掲載期間

掲載の決定を受けた翌月の 1 日から次の 4 月 30 日まで

(6) 金額

1 口 5,000 円

ただし、掲載期間が 6 か月に満たない場合は 1/2 を乗じた額とする。

5 申込方法及び申込期間

(1) 申込書

別記 第 1 号様式及び必要添付書類

(2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、広告原稿案を添えて直接又は郵送で提出

(3) 申込期間

初回申込締切 令和 3 年 4 月 21 日 (水)

以降、随時受付 (市役所開庁日の 8 時 30 分から 17 時 15 分とする)

(4) 提出先

富里市健康福祉部 社会福祉課 障害福祉班